

秋田市住宅リフォーム支援事業実施要綱

〔平成26年3月25日〕
市長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、市民が行う住宅の増改築およびリフォーム工事に補助金を交付することにより既存住宅の居住環境の質の向上ならびに建設業を始めとした関連業界への経済波及効果を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 増改築 既存の住宅に増築すること、又は既存の住宅の一部を解体し造り替えること。
- (2) リフォーム 住宅の機能や性能を維持向上させるため、住宅および住宅の一部の修繕、模様替え等を行うこと。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象者（以下「補助対象者」という。）は、市内に住所を有し、市税の滞納がなく、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 自ら居住するため所有する住宅の増改築又はリフォーム（以下「リフォーム等工事」という。）を行う者
- (2) 自ら居住する住宅であって、配偶者、親（配偶者の親を含む。）又は子が所有するもののリフォーム等工事を行う者
- (3) 自らが所有する住宅であって、親（配偶者の親を含む。）又は子が居住するもののリフォーム等工事を行う者
- (4) 親（配偶者の親を含む。）又は子が所有し、かつ、居住する住宅のリフォーム等工事を行う者

2 前項第1号および第2号に規定する補助対象者ならびに同項第3号および第4号に規定する補助対象者の親又は子には、東日本大震災に起因

して、避難し、現に市内に居住している者を含むものとする。

(補助対象住宅)

第4条 補助金の交付の対象となる住宅は、市内に存し、かつ、次に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。

(1) 一戸建て住宅（住宅用の車庫および物置を含む。ただし、併用住宅については、住宅部分の延べ面積が、建物全体の延べ面積の2分の1以上であること。）

(2) マンション等の共同住宅（居住の用に供する専有部分）

(補助対象工事等)

第5条 補助金の交付の対象となる工事は、前条のいずれかの要件に該当する住宅について行う工事で、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

(1) リフォーム等工事に要する費用（消費税および地方消費税の額を含む。）が50万円以上（令和3年1月7日以降の暴風雪および大雪等に伴う被害の復旧のためのリフォーム等工事にあつては、20万円以上）であること。

(2) 補助対象者が申請する年度内において市長の指定する期日までに工事が完了し、完了実績報告書を提出できる工事であること。

(3) 市内に本店を有する建設業者等が施工する工事であること。なお、令和3年1月7日以降の暴風雪および大雪等に伴う被害の復旧のためのリフォーム等工事にあつては、この限りでない。

(4) 自然災害に伴う被害の復旧のためのリフォーム等工事にあつては、当該自然災害に伴う被害であることについて市長の証明を受けたものであること。

2 次に掲げる工事に要する費用については、補助金の交付の対象としない。

(1) 公共工事の施行に伴う補償費の対象となる工事

(2) 門および塀等の外構工事

(3) 前2号に掲げるもののほか、補助金の交付が適当でないと認める工事および工事費用

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、一律5万円とする。

2 前項の規定にかかわらず、第4条の補助金の交付の対象となる住宅が秋田市中心市街地活性化基本計画の区域内に存する場合の補助金の額は、一律10万円とする。

3 前2項の規定にかかわらず、令和3年1月7日以降の暴風雪および大雪等に伴う被害の復旧のためのリフォーム等工事にあつては、当該リフォーム等工事に要する費用および諸経費を合計した額（消費税および地方消費税の額を含む。）に10分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。）とし、5万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、住宅リフォーム補助金交付申請書兼市税納付に関する調査同意書（別記様式第1号。以下「補助金交付申請書」という。）を、次条に規定する書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 補助金の交付申請は、年度に係わらず当該住宅につき1回限りとする。ただし、自然災害に伴う被害の復旧のためのリフォーム等工事にあつては、この限りでない。

(申請時の添付書類)

第8条 前条第1項の補助金交付申請書に添付する書類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 工事請負契約書又は請書の写し

(2) 工事内訳見積書の写し

(3) 補助対象工事を行う住宅の外観全景および工事部分の着手前の写真

(4) 住宅の居住者が申請者以外の場合は、申請者との関係および居住を証する書面

(5) 市税の滞納の理由により次条の規定による不交付決定の通知を受けた後の再申請にあつては、納税証明書（市税の完納が確認できるもの）

(6) 東日本大震災に起因して、避難している者であることがわかる書類
および市内に居住していることがわかる書類（第3条第2項の規定による補助対象者等が申請者等の場合に限る）

(7) 自然災害に伴う被害の復旧のためのリフォーム等工事にあつては、
当該自然災害に伴う被害であることについての市長の証明書

(8) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類
（補助金の交付決定等）

第9条 市長は、第7条第1項に規定する補助金交付申請書が提出されたときは、その内容を審査し、補助金の交付を認めたときは、住宅リフォーム補助金交付決定通知書（別記様式第2号。以下「補助金交付決定通知書」という。）、不交付を決定したときは、住宅リフォーム補助金不交付決定通知書（別記様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第10条 前条の規定による補助金の交付決定の通知を受けた申請者が、申請を取り下げる場合は、速やかに、住宅リフォーム補助金交付申請取下届（別記様式第4号。以下「取下届」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の取下届が提出されたときは、当該補助金の交付決定および申請はなかったものとみなす。

（完了実績報告）

第11条 申請者は、補助金の交付対象となる工事が完了したとき（増改築の場合において、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項および同法第6条の2第1項の規定による確認済証の交付を受けたときにあつては同法第7条第4項および同法第7条の2第4項の規定に基づく検査を受けた日、それ以外のリフォーム等工事にあつては工事請負業者から対象工事の引渡しを受けた日）は、速やかに住宅リフォーム完了実績報告書（別記様式第5号。以下「完了実績報告書」という。）を、次条に規定する書類を添えて市長に提出しなければならない。

（完了時の添付書類）

第12条 前条の完了実績報告書に添付する書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 補助対象工事を行った住宅の工事部分の施工中および完了後の写真
- (2) 増改築の場合において、建築基準法第6条第1項の規定による確認済証の交付を受けたときは、同法第7条第5項および同法第7条の2第5項の規定に基づき交付された検査済証の写し
- (3) 工事内容に変更があった場合は、工事請負変更契約書の写し、変更後の工事内訳書の写し、変更の部分に係る工事着工前および完了後の写真
- (4) 請求書（別記様式第6号）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（完了の確認および補助金の交付）

第13条 市長は、申請者から第11条の完了実績報告書の提出を受けたときは、書類の審査および必要に応じて行う現地調査により、補助金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合するものであるかどうかを確認し、適合すると認めたときは、補助金の額を確定したものとして補助金を交付するものとする。

（是正のための措置）

第14条 市長は、第11条の完了実績報告書の提出を受けた場合において、書類の審査および必要に応じて行う現地調査により、対象住宅および対象工事が第5条に規定する要件に適合しないと認めるとは、これを適合させるための措置を申請者に対して求めることができる。

（補助金の交付決定の取消しおよび返還）

第15条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、住宅リフォーム補助金交付決定取消通知書（別記様式第7号）により交付の決定を取り消し、既に補助金が交付されている場合は、期限を定めて住宅リフォーム補助金返還命令書（別記様式第8号）により返還を命ずることができるものとする。

- (1) 提出書類の記載事項に虚偽があるとき。
- (2) 前条の規定に基づく措置をとらなかったとき。

(3) 補助金交付決定通知書に記載の交付条件に従わなかったとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めたとき。

附 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(平成25年度秋田市住宅リフォーム支援事業実施要綱の廃止)

2 平成25年度秋田市住宅リフォーム支援事業実施要綱（平成25年3月19日市長決裁）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。